

平成29年度の高齢者虐待の状況について

平成29年度、県内市町において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」および「養護者による高齢者虐待」の状況をお知らせします。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

平成29年度	平成28年度
2件（4名）	2件（数名）

【虐待の状況】

事例1

被虐待高齢者	女性、75～79歳、要介護3
虐待の種別	心理的虐待
施設・事業所の種別	介護老人福祉施設
虐待を行った従業者の職種	介護職員
高齢者虐待に対して取った措置	<ul style="list-style-type: none">・事実関係の確認・事業者に対し、再発防止に向けた取組みを行うよう指導

事例2

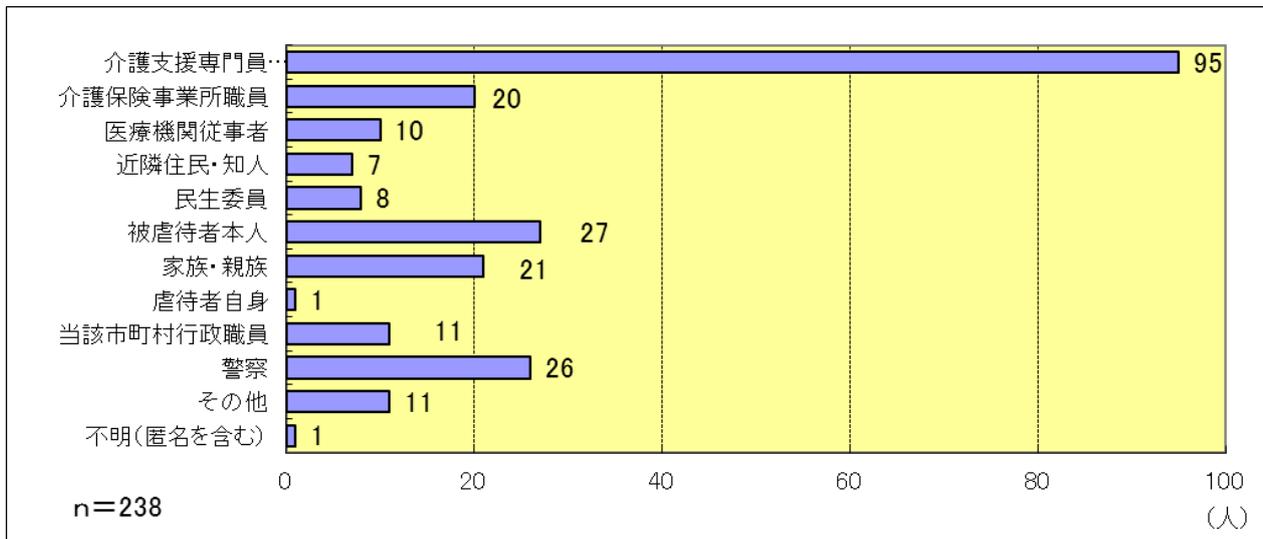
被虐待高齢者	①男性、90～94歳 要介護4 ②女性、90～94歳、要介護3 ③女性、85～89歳、要介護2
虐待の種別	身体的虐待
施設・事業所の種別	介護老人保健施設
虐待を行った従業者の職種	不明
高齢者虐待に対して取った措置	<ul style="list-style-type: none">・事実関係の確認・事業者に対し、再発防止に向けた取組みを行うよう指導

2 養護者による高齢者虐待

	平成29年度	平成28年度
相談・通報受理件数	221件	218件
虐待を受けたと判断された件数	104件	109件
被虐待者数	108人	111人

※被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例104件に対し被虐待者の総数は108人

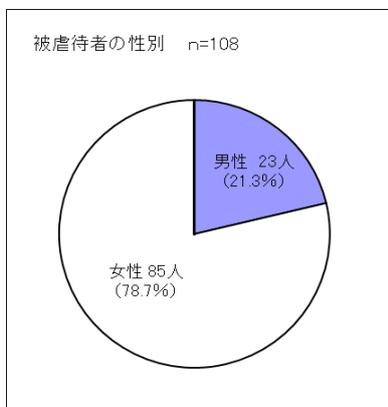
〈相談・通報者の状況〉（重複回答）



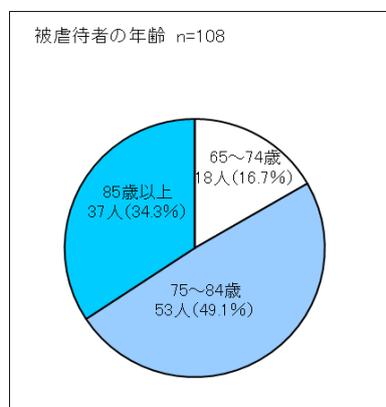
※相談・通報者が複数の場合があるため、相談・通報受理件数221件に対し相談・通報者の総数は238人

相談・通報受理件数に対する割合は「介護支援専門員」が39.9%と最も多い。

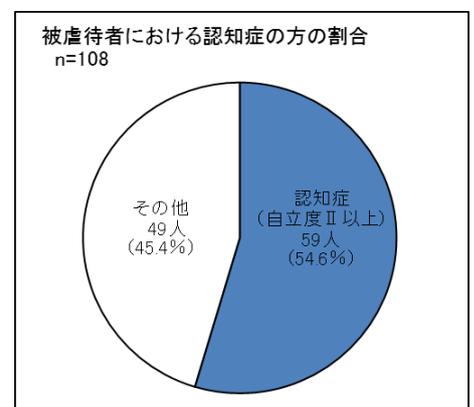
〈被虐待者の状況〉



女性が78.7%を占めている。

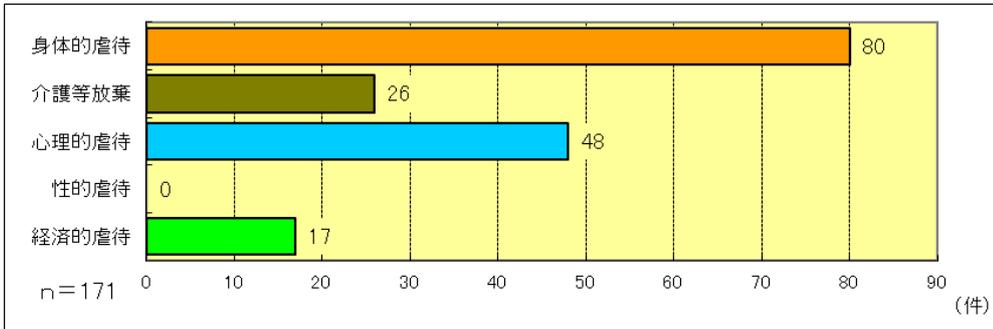


75歳以上の高齢者が83.4%を占めている。



認知症(自立度Ⅱ以上)の高齢者が54.6%を占めている。

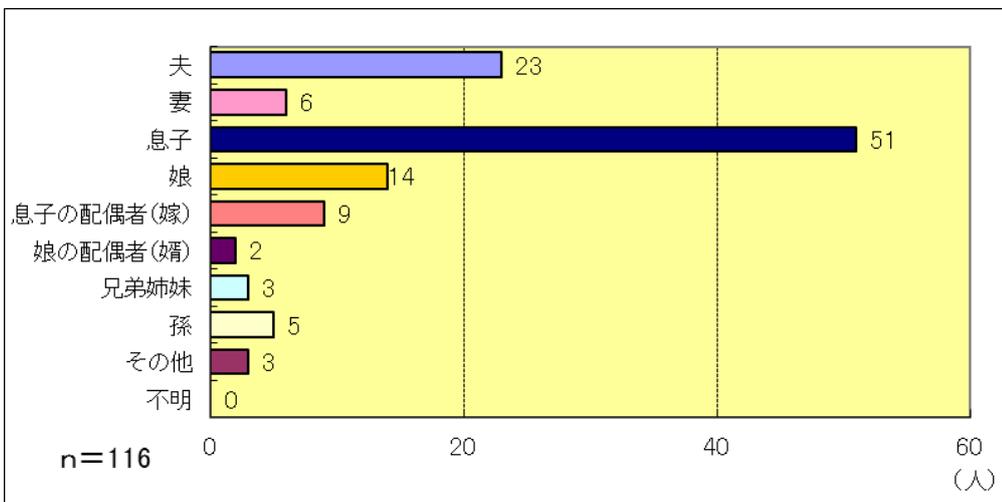
〈虐待の種別〉 (重複回答)



虐待を受けたと判断された事例件数に対する割合は、「身体的虐待」が 46.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 28.1%、「介護等放棄」が 15.2%、「経済的虐待」が 9.9%となっている。

※虐待の種別が複数の場合があるため、虐待判断事例 104 件に対し虐待の種別の総数は 171 件

〈被虐待者と虐待者の関係〉 (重複回答)



虐待を受けたと判断された事例件数に対する割合は、「息子」が 44.0%と最も多く、次いで「夫」が 19.8%、「娘」が 12.1%となっている。

※虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例 104 件に対し虐待者の総数は 116 人

養介護施設従事者等…老人福祉法や介護保険法に規定される老人福祉施設や居宅サービス事業に従事する者
養護者…高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

身体的虐待…高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

ex. 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させるなど

介護等放棄…高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること

ex. 入浴しておらず異臭がする、水分や食事を十分に与えないなど

心理的虐待…高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ex. 怒鳴る、ののしる、悪口をいう、侮辱をこめて子供のように扱う、意図的に無視するなど

性的虐待…高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること

経済的虐待…養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

ex. 日常生活に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する